

広域 CLO (東京都・神奈川県・横浜市・川崎市合同)

中小企業金融公庫の証券化支援業務のもとで実施された買取型第一号案件

コンタクト :

増田 厚
アソシエイト・アナリスト
03-5408-4187
関 雄介
VP・シニア・クレジット・オフィサー
03-5408-4152
北山 慶
代表取締役
03-5408-4161

アナリスト・コメント

- 本証券化取引は、複数の参加金融機関が実行し、証券化支援業務のもとで中小企業金融公庫が買い取った無担保貸付債権を裏付けとしている。
- 現在のところ、債権プールにおいてデフォルトした債務者はない。
- 本取引の信用補完は、中小企業金融公庫が保有するシニア劣後受益権および参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権となっている。
- 2005年12月より貸付債権の元本返済が開始される予定であるが、現時点で1件の期限前返済が発生している。期限前返済による回収金は元本留保金として留保されるため、実質的に劣後比率は上昇している。

モニタリング :

東明 正人
アソシエイト・アナリスト
03-5408-4265
増岡 三輝
VP・シニア・アナリスト
03-5408-4183

取引概要

貸付債権元本総額： 26.1 億円
発行金額： 14.1 億円
ストラクチャー・タイプ： キャッシュ型、スタティック型
参加金融機関 (オリジネーター/サービサー)： 株式会社 UFJ 銀行 (A1/Prime-1/D+)、株式会社東京都民銀行 (格付けなし)、株式会社八千代銀行 (格付けなし)
セラー： 中小企業金融公庫 (A2)
受託者： 三菱信託銀行株式会社
アレンジャー： 株式会社 UFJ 銀行及び UFJ つばさ証券株式会社
裏付け資産： 中小企業向け貸付債権
償還方法： 2006年1月から3ヵ月毎コントロールド・アモチ償還 (毎年1月、4月、7月、10月)、ジュニア劣後受益権の元本償還は期中には行われない
配当の支払い： 3ヵ月毎 (毎年1月、4月、7月、10月。ただし2004年10月を除く)

お問い合わせ :

クライアント・デスク
03-5408-4100

2005年9月現在

回号	残高 (億円)		利率	発行日	償還期日		格付け	
	(当初)	(現在)			(予定)	(法定最終)	(当初)	(現在)
優先受益権	10.9	10.9	0.49%	2004/09/30	2007/10/15	2008/10/15	Aaa	Aaa
メザニン受益権	1.8	1.8	0.89%	2004/09/30	2007/10/15	2008/10/15	A2	A2
ジュニアメザニン受益権	1.4	1.4	-	2004/09/30	2007/10/15	2008/10/15	Baa2	Baa2



資産プールのパフォーマンス

報告期間	期末額面残高 (百万円)	デフォルト金額 (百万円)	残高率	劣後比率 1	劣後比率 2	デフォルト率 (累積)	延滞率	債務者数
当初	2,610	0	100.0%	44.1%	46.1%	-	-	58
2004/10	2,610	0	100.0%	44.1%	46.1%	0.00%	0.00%	58
2004/11	2,610	0	100.0%	44.1%	46.1%	0.00%	0.00%	58
2004/12	2,610	0	100.0%	44.1%	46.1%	0.00%	0.00%	58
2005/01	2,610	0	100.0%	44.1%	46.1%	0.00%	0.00%	58
2005/02	2,610	0	100.0%	44.1%	46.1%	0.00%	0.00%	58
2005/03	2,610	0	100.0%	44.1%	46.1%	0.00%	0.00%	58
2005/04	2,610	0	100.0%	44.1%	46.1%	0.00%	0.00%	58
2005/05	2,610	0	100.0%	44.1%	46.1%	0.00%	0.00%	58
2005/06	2,610	0	100.0%	44.1%	46.1%	0.00%	0.00%	58
2005/07	2,610	0	100.0%	44.1%	46.1%	0.00%	0.00%	58
2005/08	2,610	0	100.0%	44.1%	46.1%	0.00%	0.00%	58
2005/09	2,560	0	98.1%	44.9%	47.0%	0.00%	0.00%	57

残高率： 期末債権元本残高 / 当初債権元本残高

劣後比率 1： 期末の各ジュニア劣後受益権残高合計額 / 期末債権元本残高 × 100

劣後比率 2： (期末の各ジュニア劣後受益権残高合計額 + 期末のシニア劣後受益権残高) / 期末債権元本残高 × 100

デフォルト率 (累積)： 累積デフォルト金額 / 当初債権元本残高 × 100

延滞率： 報告期間中の延滞発生金額 / 期初債権元本残高 × 100

著作権表示 ©2005 年 Moody's Investors Services, Inc. および (あるいは) Moody's Assurance Company, Inc. を含むムーディーズに対するライセンス (以下総称して「ムーディーズ」という)

本書に記載する情報はすべて、著作権法により保護されており、いかなる人物も、いかなる形式、方法、手段によっても、これらの情報 (全部、一部を問わず) を、ムーディーズの事前の書面による同意なく、複製、もしくはその他の方法により再生、複製、送付、譲渡、頒布、配布、転売、またはこれらの目的で使用するために保管することはできません。本書に記載する情報はすべて、ムーディーズが正確かつ信頼しうると考える情報源から入手したものです。しかし、人間および機械による誤り、ならびにその他の要因があり得るため、ムーディーズはこれらの情報をいかなる種類の保証もつけることなく「現状有姿」で提供しており、とりわけ、これらの情報の正確性、速報性、完全性、商品性、および特定の目的への適合性についてはいかなる表示または保証 (明示的、黙示的を問わず) も行いません。ムーディーズはいかなる状況においても、またいかなる人物または法人に対しても、以下の (a) (b) について一切責任を負いません。(a) これらの情報の入手、収集、編纂、分析、解釈、伝達、公表、配布に関わる誤り (不注意によるか、その他によるかを問わず) またはその他の状況や偶発事象により (全部、一部を問わず) 引き起こされ、発生し、もしくはそれらに関係する損失または損害 (このような損失や損害がムーディーズ、あるいはその取締役、役員、従業員あるいは代理人の支配力が及ばない事態に起因するかどうかを問わない)。(b) これらの情報の使用または使用の不可能により発生する、あらゆる種類の直接的、間接的、特別、二次的、要補償、または付随的損害 (このような損害には逸失利益を含む。またこのような損害の可能性についてムーディーズが事前に通告を受けたかどうかを問わない)。本書に記載される信用格付けおよび財務報告分析 (含まれる場合) は、ムーディーズの意見の表明であり、またそのようにのみ解釈されるべきであり、これを事実の表明、もしくは証券の購入、売却または保有の推奨とみなしてはなりません。ムーディーズは、いかなる形式、または方法によっても、これらの格付けもしくはその他の意見または情報の正確性、速報性、完全性、商品性および特定の目的への適合性について、いかなる保証 (明示的、黙示的を問わず) も行っていません。本書に記載する情報の利用者またはその代理人は、投資決定において、それぞれの格付けまたはその他の意見を、一つの要因としてのみ取り扱うべきです。従って、各利用者は購入、保有または売却を検討する各証券、ならびに各証券の発行者、保証人、および信用補完提供者について、自ら研究・評価しなければなりません。

ムーディーズは、ムーディーズが格付けを行っている債券 (社債、地方債、債券、手形、CP を含む) および優先株式の発行者の大部分は、ムーディーズが行う評価・格付けサービスに対して、ムーディーズが格付けを付与するのに先立ち、1500 ドル ~ 240 万ドルの手料をムーディーズに支払うことに同意していることを、ここに開示します。また、Moody's Corporation (MCO) および同社が全額出資する信用格付け会社 Moody's Investors Service (MIS) は、MIS の格付けと格付け過程の独立性を確保するための方針と手続きを維持しています。MCO の取締役と格付け対象会社との間の何らかの利害関係の存在、および MIS から格付けを付与され、かつ MCO の株式の 5% 以上を保有していることを SEC に公式に報告している企業に関する情報は、ムーディーズのウェブサイト www.moody.com の "Shareholder Relations-Corporate Governance-Director and Shareholder Affiliation Policy" の項に毎年、掲載されます。

Moody's Investors Service Pty Limited はオーストラリアの会社法 (Corporations Act) に基づくオーストラリアでの金融サービス業の許可を取得していません。本書に記載した格付けに関する意見は各利用者の利用目的、財務の状況もしくは要望を考慮したものではありません。本書に記載した格付けに関する意見に基づき何らかの行動をとる場合は、その前にそれらが各利用者の利用目的、財務の状況もしくは要望に当てはまるか否かを考慮に入れるべきです。